省　令

○総務省令第五十四号

中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三十号）の施行に伴い、並びに住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第二及び別表第四の規定に基づき、住民基本台帳法別表第一から別表第五までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年六月二十六日

総務大臣　新藤　義孝

住民基本台帳法別表第一から別表第五までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令

住民基本台帳法別表第一から別表第五までの総務省令で定める事務を定める省令（平成十四年総務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中第十六項を第十七項とし、第十一項から第十五項までを一項ずつ繰り下げ、同条第十項中「別表第二の七の二の項」を「別表第二の七の三の項」に改め、同項第一号中「（昭和二十四年法律第二百十号）」を削り、同項を同条第十一項とし、同条第九項の次に次の一項を加える。

10　法別表第二の七の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第三十六条第八項において準用する通訳案内士法（昭和二十四年法律第二百十号）第十八条の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二　中心市街地の活性化に関する法律第三十六条第八項において準用する通訳案内士法第二十三条第一項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

三　中心市街地の活性化に関する法律第三十六条第八項において準用する通訳案内士法第二十四条の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

四　中心市街地の活性化に関する法律第三十六条第八項において準用する通訳案内士法第二十五条第二項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

五　中心市街地特例通訳案内士の生存の事実の確認

第四条中第十五項を第十六項とし、第十項から第十四項までを一項ずつ繰り下げ、同条第九項中「別表第四の六の二の項」を「別表第四の六の三の項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項の次に次の一項を加える。

9　法別表第四の六の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　中心市街地の活性化に関する法律第三十六条第八項において準用する通訳案内士法第十八条の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二　中心市街地の活性化に関する法律第三十六条第八項において準用する通訳案内士法第二十三条第一項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

三　中心市街地の活性化に関する法律第三十六条第八項において準用する通訳案内士法第二十四条の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

四　中心市街地の活性化に関する法律第三十六条第八項において準用する通訳案内士法第二十五条第二項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

五　中心市街地特例通訳案内士の生存の事実の確認

附　則

この省令は、中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年七月二日）から施行する。

○農林水産省令第三十九号

獣医療法（平成四年法律第四十六号）第五条第二項の規定に基づき、獣医療法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年六月二十六日

農林水産大臣臨時代理

国務大臣　石原　伸晃

獣医療法施行規則の一部を改正する省令

獣医療法施行規則（平成四年農林水産省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

第八条第三項中「措置」の下に「（ＣＴエックス線装置にあっては、第一号に掲げるものを除く。）」を加える。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。